

宮城県サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修  
令和7年度第1回 実施要項

スマートキッズ株式会社

① 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ること。

② 指定研修事業者

スマートキッズ株式会社

③ 受講対象者（定員100名）

研修修了に必要な全科目を受講できる者。

原則として宮城県内の事業所に従事する者、または従事を予定する者。

また、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修を修了しており、次の（1）、（2）のいずれかに該当する者

相談支援従事者初任者研修（全日程、2日課程又は講義部分）を受講済みの方は、対象科目の受講免除ができます。

（1）サービス管理責任者基礎研修

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者の業務に従事する予定があり、研修受講開始日までに次に掲げる区分に応じた実務経験年数を有する者

（2）児童発達支援管理責任者基礎研修

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援の事業所において、児童発達支援管理責任者の業務に従事する予定があり、研修受講開始日までに次に掲げる区分に応じた実務経験年数を有する者

※研修受講開始日とは、開催日程に示す動画視聴期間の初日。

※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が180日以上であること。

区分に応じた実務経験年数

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年以上
社会福祉主任用資格等を有しない者による直接支援業務	6年以上
社会福祉主任用資格等を有する者による直接支援業務 (社会福祉主任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年以上
国家資格等による業務に一定期間以上従事している者による相談支援業務及び直接支援業務	※1年以上 又は3年以上

※サービス管理責任者として従事予定の者は通算1年以上

児童発達支援管理責任者として従事予定の者は通算3年以上

#### ④ 実施方法

##### (1) 講義：映像配信による動画視聴

当社が指定したサイトにアクセスし、指定期間内に講義動画を視聴します。  
講義資料は受講者がダウンロード・印刷します。

##### (2) 演習：Zoomによるオンライン

当社が指定した日時にログインし、演習に参加します。  
当日使用する演習資料は受講者がダウンロード・印刷します。

#### ⑤ 研修日程等

研修を修了するために履修するべき日程は下記のとおりとします。

詳細は受講が決定された方にのみ受講可否通知と一緒にご案内します。

##### (1) 講義

相談支援従事者初任者研修（講義部分）とサービス管理責任者等研修講義が該当します。

- ・オンデマンド視聴（合計18.5時間）
- ・視聴期間 令和8年3月13日（金）10:00～3月20日（金）16:00

##### (2) 演習

サービス管理責任者等研修演習が該当します。

- ・オンライン受講（合計7.5時間）
- ・受講日 令和8年3月27日（金）

アナウンス、小休憩、お昼休憩を含め、9:15から18:15までの予定となります。詳細は受講可否通知にてご案内します。

#### ⑥ 募集定員

100名

#### ⑦ 受講申込み締切

令和8年2月28日（土）18:00

締切日時以降のお申込みについては一切受け付けません。余裕をもって、期限までのお申込みをお願いいたします。

#### ⑧ 受講申込み手続き

##### (1) 申込み（～令和8年2月28日）

受講希望者は、当社指定のWEB申込フォームより申込みをします。  
締切日時以降のお申込みについては一切受け付けません。余裕をもって、期限までのお申込みをお願いいたします。また、定員に達した時点で受付を終了します。

##### (2) 受講可否の通知（～3月3日）

当社が受講者の決定を行い、受講者宛に受講可否通知をメールにてお送りします。  
応募及び選考状況により、予定より通知が遅れる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

##### (3) 受講料の入金（～3月9日）

受講決定通知を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料の入金を行います。

##### (4) 受講案内の通知（～3月11日）

当社は入金を確認後順次、受講者宛に受講に関するご案内をメールにてお送りします。

## ⑨ 研修修了の認定方法

全科目を受講した者に対し修了証書を交付します。

講義については研修主催者の責による事由以外で、指定された期間内に講義動画の視聴が完了しない場合、演習については欠席・遅刻及び早退があった場合、研修修了が認められません。

演習においては、研修中のZoom画面により受講者の受講状況確認を行います。

受講者は会場受講と同様の受講環境を整え、カメラをオンにした上で常時着席しご受講ください。

研修進行の妨げになる行動や研修に参加する意欲がないと感じられる態度（居眠り・支援や車両運転または同乗による離席・携帯電話の私的使用・演習時の終始無言等）は当社より退出の指示をする場合があります。その場合の修了証書の発行、受講料の返金、受講日の振替はいたしかねますのでご注意ください。

受講申込の内容等に虚偽の記載があった場合は、受講を取り消す場合があります。また、研修修了後に不正を確認した場合は、修了証書を無効とします。

## ⑩ 受講料

- ・全科目 49,500円（税込）
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）受講免除 35,000円（税込）

受講料の入金後にやむを得ず受講できなくなった場合にも、受講料の返金はいたしません。申込後の受講者及び日程の変更もお受けできませんので、受講希望者を精査してお申込みください。

## ⑪ 修了証書の発行

本研修を修了された方に、東京都知事名の修了証書をデータにて交付いたします。

修了証書の発行予定日：令和8年3月28日（土）

## ⑫ 個人情報の取り扱い

受講希望者・申込法人の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはありません。

## ⑬ その他

自然災害等の不可抗力により研修開催が困難と判断した際には、研修日時の変更または開催の中止をする場合があります。

## ⑭ 担当・問い合わせ先

スマートキッズ株式会社 サービス管理責任者等研修 担当

東京都千代田区神田小川町三丁目2番1号

電話：03-6458-5476

FAX：03-6458-5506